

【新型コロナウイルス感染症の場合】

待機期間：症状が出た日を0日として5日間 なおかつ 症状軽快後1日経過するまで。

※5日経過しても症状が治まらない場合は、再診し「登校可能証明書」の作成を主治医に依頼をしてください。

手続きに必要な書類 （ボールペンで記入 または、PC入力したものを印刷出力）

- ①「体調記録票」・・・発症した日から登校可能日までの体調（体温、症状など）を記録
- ② 病院受診の診療明細書のコピー
- ③「コロナ陽性」と分かる検査結果票などの写し。（検査日、患者氏名、病院名などの掲載あり）

上記②③の書類が準備できない場合は、主治医作成の「登校可能証明書」が必要

■ **登校可能となりましたら上記の書類を持参のうえ保健室に手続きに来てください。**

書類に直接入力する際はNノートもしくはパソコンで行ってください。スマホで書類の作成は出来ません。

■「体調記録票」「登校可能証明書」は保健室 HP「保健室の報告書書式（PDF）」にあります。プリントアウトして使用してください。

不明な点がございましたら保健室にお尋ねください。092-851-5292（保健室直通）hoken@nakamura-u.ac.jp